

教育支援体制整備事業費交付金 QandA 【幼児教育の質の向上のための緊急環境整備】
(令和8年度当初募集分)

①遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

No	事業名	質問	回答
1	(共通)申請・精算手続等	補助対象となる期間はいつからか。	各都道府県において定めている要綱等において、「令和〇年4月1日から適用する」等の文言がある場合は、その文言を適用し、その期日以降について補助対象とすることができる。一方で、そのような取り決めが無い場合は、原則、内定前契約分については補助対象外となる。
2	(共通)申請・精算手続等	三社の見積もりは必要か。	経費の効率的な執行の観点から2社以上の見積もり等により価格を比較することが望ましいが、都道府県、市区町村及び園の規則により適切に判断すること。
3	(共通)申請・精算手続等	物品等を購入し、令和8年度中に納品されたが、支払が令和9年4月になった場合も令和8年度中の事業完了と見なされるのか。	令和8年度中に納品がなされ、令和8年度予算で支払われていれば、支払が令和9年4月になった場合も令和8年度中の事業完了と見なされる。
4	対象経費	対象となる経費はどのようなものか。	要領上挙げている設備の購入費と備え付け経費。
5	対象経費	整備した物品のシステム更新料や維持費は対象となるか。	対象外。(設備としての初期投資のみが対象。)
6	対象経費	運搬費(運賃、送料)は対象となるか。	対象外。
7	対象経費	消耗品は対象となるか。	対象外。
8	対象経費	対象外となる短期間のうちに消耗する物品の目安は?	概ね1年前後で再度の用に供し得なくなる物品。
9	対象経費	対象となるのは既製品のみか。	既製品以外でも対象になる。 (オーダーメイド品等も対象。)
10	対象経費	中古品は対象となるか。	一般価格で販売されている同種類より安価である等、適切な方法等をもって購入するのであれば対象。
11	対象経費	遊具・運動用具・教具・保健衛生用品の定義は。	遊具:遊びに供するために利用される道具(すべり台、ブランコ、ジャングルジムなど) 運動用具:運動・スポーツに供する道具(鉄棒、平均台など) 教具:幼児教育に資するために利用される道具(楽器、机など) 保健衛生用品:園児の保健衛生管理に関わるもの(日よけ用のテント、空気清浄機、エアコンなど)
12	対象経費	どのようなエアコンが対象となるか。	埋め込み式など、施設整備に当たるものは対象外。家庭用のものなど、取り付け・取り外しが安易なものは対象。
13	対象経費	暖房器具・ストーブは対象となるか。	園児の健康管理のためであれば対象。ただし、埋め込み式など、施設整備に当たるものは対象外。家庭用のものなど、取り付け・取り外しが安易なものは対象。 (床暖房等、工事を伴うものは対象外)
14	対象経費	ブランコやジャングルジムのような単一の遊具は対象になるか。	対象となり得る。 ただし、設置については安全に使用するための必要最低限に限る。
15	対象経費	複合式遊具は対象となるか。	対象となり得る。 ただし、設置については安全に使用するための必要最低限に限る。
16	対象経費	園庭の大部分を占める大型遊具は対象となるか。	対象外。
17	対象経費	園庭の大部分を占める大型遊具の一部を補助対象とすることは可能か。	対象外。
18	対象経費	園児の机やいすは対象となるか。	教具としてであれば対象となる。
19	対象経費	職員室の机やいすは対象となるか。	管理用品は対象外。
20	対象経費	本箱やロッカー、道具入れは対象となるか。	教育活動の一環として、園児に整理整頓を身に付けさせるための収納用品であれば、教具として対象。管理用品としての物品は対象外。
21	対象経費	学級のテレビは対象となるか。	教具としてであれば対象となる。(ただし、建物に付随した施設整備を伴うものについては対象外)
22	対象経費	音響設備は対象となるか。	教具としてであれば対象となる。(ただし、建物に付随した施設整備を伴うものについては対象外)
23	対象経費	職員が教育のために使うカメラやPC、タブレットは対象となるか。	教具としてであれば対象となる(園児が使う場合も同様)。ただし、ICT化支援の対象となる、教員等の業務負担を目的とするものに関しては対象外。
24	対象経費	教育用アプリケーションソフトは対象となるか。	対象となる。
25	対象経費	コピー機は対象となるか。	対象外。
26	対象経費	AEDは対象となるか。	保健衛生用品としてであれば対象となる。
27	対象経費	身長・体重計は対象となるか。	園児の健康管理を目的とするためであれば、保健衛生用品として対象となる。
28	対象経費	自動警報装置は対象となるか。	防犯設備は対象外。
29	対象経費	配膳用ワゴンは対象になるか。	園児が教具として使用するのであれば対象となる。 (職員のみが運搬に使用するものは対象外)
30	対象経費	冷蔵庫は対象となるか。	食中毒予防等、子供の衛生管理を目的とする場合のみ、保健衛生用品として対象。ただし、調理用として設置する冷蔵庫は対象外。
31	対象経費	掃除機、洗濯機、乾燥機、オーブンレンジは対象となるか。	対象外。
32	対象経費	電子黒板は対象になるか。	品目について都道府県で整理が可能であれば対象。(ただし、建物に付随した施設整備を伴うものについては対象外)
33	対象経費	芝刈り機は対象になるか。	対象外。

34	対象経費	砂場は対象になるか。	園庭に固着するようなものは対象外。 (園庭を掘削し作るようなものや砂場の砂は対象外。) 砂場を囲うブロックなど、設置後も移動させられるようなものは対象となる。
35	対象経費	組立式プールは対象となるか。	大規模工事を伴わず、設置後取り付け、取り外しができるものであれば、対象となる。
36	対象経費	園庭の芝生化は対象になるか。	園庭の芝生化は施設整備に当たり対象外。 一部の遊具の直下に固定されない芝生マットを敷く程度は対象となる。 (設備の付属品としての扱いならば対象の余地はあり。)
37	対象経費	園バスは対象になるか。	対象外。園バスは園の運営上のものである事から、幼児教育の質の向上という本事業の目的に添わないため。
38	対象経費	災害時の備蓄品セット、避難用マットは対象となるか。	対象外。
39	対象経費	遮光ネットは対象となるか。	大規模工事を伴わず、設置後取り付け、取り外しができるものであれば、対象となる。
40	対象経費	テントは対象となるか。	教員等が簡易に設置・撤去ができ、熱中症対策等に資する目的であれば、保健衛生用品として対象となる。
41	対象経費	感染症対策として購入する空気清浄機やサーキュレーター、体温測定用のサーモカメラ等も対象となるか。	保健衛生用品と整理できるのであれば対象。
42	対象経費	対象経費として「1式の購入につき10万円以上の運動用具・教具・保健衛生用品」とあるが、「1式の購入」の定義はどのようなものか。 また、同じ物品で10万円以上でなければならないのか、もしくは、複数の物品を足し上げて10万円を対象としてよいのか。	「1式の購入につき10万円以上」とは、1度の購入契約で、単価もしくはカタログ等でセット販売されている価格が10万円以上の物品を購入することを想定している。セット販売ではないもの(単品)の足し上げでの10万円以上とするのは対象外。
43	対象経費	運動用具・教具・保健衛生用品の品類を超えて、10万円以上としても補助対象となるか。(例:教具5万円・保健衛生用品5万円 計10万円)	品類を超えて合算し、対象とすることはできない。
44	対象範囲	幼保連携型認定こども園の保育室に設置するもので、3号のみが使用する場合は対象となるか。	対象外。
45	対象範囲	3号のみの使用が対象とならない理由。	本事業の目的が、幼児教育の質の向上であるため。
46	対象範囲	幼保連携型認定こども園の保育室に設置するもので、1・2号のみならず3号も併用する者は対象となるか。	対象となる。その際、按分は不要。
47	判断基準	施設整備に該当するかは如何に判断するか。	業者等による工事によって遊具等が固着されるものについては、原則として施設整備と判断される可能性が高いことに留意。 ただし、遊具等を安全に使用するための必要最低限の設置は除く。 例えば、私立幼稚園施設整備費補助金で補助対象のもの(築山・アスレチック遊具等)は施設整備に該当する。
48	判断基準	対象・対象外の目安となる金額は？	一つの遊具で500万円以上のものは留意すること。

教育支援体制整備事業費交付金 QandA 【認定こども園等の業務体制への支援】
(令和8年度当初募集分)

No	事業名		質問	回答
1	申請・精算手続等		補助対象となる期間はいつからか。	各都道府県において定めている要綱等において、「令和〇年4月1日から適用する」等の文言がある場合は、その文言を適用し、その期日以降について補助対象とすることができる。一方で、そのような取り決めが無い場合は、原則、内定前契約分については補助対象外となる。
2	(共通)申請・精算手続等		三社の見積もりは必要か。	経費の効率的な執行の観点から2社以上の見積もり等により価格を比較することが望ましいが、都道府県、市区町村及び園の規則により適切に判断すること。
3	対象経費		雇上費は賃金のみが対象か。	他の職員の人件費(雇用する場合の経費)と同様の扱いで構わない。
4	対象経費		雇用者の対象経費の算出はどのように行うか。	算出例 【時間雇用者の場合】 時間数×時給単価 【外部委託の場合】 契約金×申請業務の割合
5	対象経費		他の業務も請け負っている職員を対象とする場合の人件費は対象となるか。	該当業務に従事した部分に限り対象になる。
6	対象要件		当該事業の外部委託は対象となるか。	対象になる。
7	対象要件		当該事業の外部委託とは具体的にどのようなものか。	認定こども園の移行準備に関しては、コンサル会社等への委託や司法書士・行政書士等への申請書の作成委託など。 園務の平準化支援に関しては、園独自に補助員等を採用するのではなく、企業等に補助員配置を委託すること。
8	対象要件		他業務も請け負う職員を対象とする場合の留意点はあるか。	当該経費がわかるよう契約内容の内訳等で整理し、証拠書類等で説明が出来るようにすること。
9	対象要件		当該職員が他業務を請け負っている場合の申請額はどうか。	該当業務に係る経費のみ対象として申請すること。
10	移行支援	対象経費	当該事業をするか否か等の申請前後の検討に係る経費は対象となるか。	対象外。また、どんな認定こども園にするかといった検討に係る経費も対象外。
11		対象経費	事業に係る保護者への周知に係る部分（説明会対応や周知文書作成等）は対象にしてよいか。	周知に係る部分を一体的(説明会や説明会で使用するしおりやパンフレット)に外部委託するなら対象にしてよい。(しおりやパンフレット作成のみは対象外。)
12		対象経費	入園手続きに係る説明会で認定こども園への移行について説明する場合は対象となるか。	周知に係る部分を一体的(説明会や説明会で使用するしおりやパンフレット)に外部委託するなら対象にしてよい。(しおりやパンフレット作成のみは対象外。)
13		対象経費	当該事業の対象とはならない事前準備全般とは具体的にどのようなものがあるか。	保育料引落しのための取引銀行との調整、入園手続きに係る業務、公定価格の試算・適正定員の検討など。
14		対象経費	「申請書作成等の業務」の「等」には、申請書作成以外ではどのような業務を含めていいか。移行に際して必要な事前準備全般を含めて良いか。	原則申請に係る業務に限る。事前準備全般は対象外。
15		対象経費	行政機関との調整に必要な旅費は対象となるか。	旅費等の活動費や物品購入費等は当然法人が負担するべきものであるため対象外。
16		対象経費	すでに雇用している職員に申請業務を行わせる場合、当該職員にかかる人件費の一部を対象にすることは出来るか。	本交付金の趣旨は、認定こども園等への移行に係る事務負担を軽減するため、新たに職員を雇用する場合の雇上費等に対して補助を行うものである。そのため、 ・正規職員・特別職非常勤職員(専門知識を持っている職員を必要とする場合に一定期間雇用される職員)については、定時勤務分は対象外。ただし時間外分を切り分けるなど申請業務に係ることが明確である場合は対象とすることができる。 ・臨時的任用職員(正規職員が一時的に欠けるなど緊急の場合や、臨時の職がある場合などに任用された職員)については、時間・期間等、申請業務に係る部分の切り分けを適切にできる場合は定時勤務分を対象とすることができる。
17		対象経費	新設のこども園等の申請業務に係る経費は対象となるか。	新設のこども園等については対象外。
18		対象要件	認定こども園の認可はいつ頃までに受けなければならないか。	交付年度内に認可を受けることを原則とする。
19		対象要件	例外的に交付次年度の4月1日に認可を受ける場合、対象にできないか。	対象にしても良い。ただし、認可を受けられなかった場合は返納となる。
20		対象要件	幼稚園のまま新制度に移行する場合も対象となるか。	対象。
21		対象要件	現在個人立幼稚園で次年度に学校法人化とともに新制度へ移行する場合、対象にできるか。	対象にしてもよい。ただし、学校法人に移行できなければ返還。 また、学校法人の申請業務は対象外のため、業務の切り分けを適切に行うこと。

22	平 準 化 支 援	対象要件	業務負荷が大きい時間とは具体的にはどこを指すのか。	具体例としては、朝の登園や昼食の時間、プール活動時などを想定しているが、各園によって教員の業務負荷が大きく園児の安心・安全を確保することが難しくなる時間帯は異なることから、これ以外にも合理的な説明ができれば対象となり得る。
23		対象要件	複数年の雇用を前提とした場合、申請することは可能か。	2年目以降の経費は補助対象外となるため、初年度にかかる費用のみを切り分けることが可能であれば、初年度のみ申請の対象となり得る。
24		対象要件	対象となる施設は、公立でも私立でもよいか。	公私問わず対象になる。
25		対象要件	国費での重複受給を認めないとあるが、公定価格算定に含まれる人員は対象外であるという認識でよいか。	ご認識の通り。
26		対象要件	交付決定年度以前から雇用している非常勤職員等が交付決定年度に契約を更新した場合も対象となるのか。	すでに雇用した人物においても契約更新の際に、新たに当該業務内容を追加して雇用する場合は対象となり得る。この場合、対象業務が適切に切り分けられ客観的に把握できるようにすること。

教育支援体制整備交付金 Q&A【幼児教育の質の向上のためのICT化支援】

(令和8年度当初募集分)

No	区分	質問	回答
1	(共通)申請・精算手続等	補助対象となる期間はいつからか。	各都道府県において定めている要綱等において、「令和〇年4月1日から適用する」等の文言がある場合は、その文言を適用し、その期日以降について補助対象とすることができる。一方で、そのような取り決めが無い場合は、原則、内定前契約分については補助対象外となる。
2	(共通)申請・精算手続等	三社の見積もりは必要か。	経費の効率的な執行の観点から2社以上の見積もり等により価格を比較することが望ましいが、都道府県、市区町村及び園の規則により適切に判断すること。
3	(共通)申請・精算手続等	物品等を購入し、令和8年度中に納品されたが、支払が令和9年4月になった場合も令和8年度中の事業完了と見なされるのか。	令和8年度中に納品がなされ、令和8年度予算で支払われていれば、支払が令和9年4月になった場合も令和7年度中の事業完了と見なされる。
4	対象範囲	対象となる施設は。	域内の私立幼稚園(新制度移行・未移行問わない、幼稚園型認定こども園を含む、学校法人立に限る。)、公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む) 私立の幼保連携型認定こども園(学校法人立、社会福祉法人立に限る)、公立の幼保連携型認定こども園
5	対象経費	費用負担の発生するシステムを導入することなく、パソコンやタブレット等の備品を購入することはできるか。	システム導入にあたり必要となる備品等の購入費等を対象とする。ただし、システムを使用するために必要な備品等の更新に必要な経費も対象となる。
6	対象経費	対象となる備品は。	事務連絡別紙4の対象経費に示すⅠ～Ⅳの機能を使用するために必要となるもので、教員等の業務負担を軽減させるために必要となるパソコンやタブレット端末等。
7	対象経費	備品として、ウイルスソフト・カメラ・ICレコーダー・スピーカー・プロジェクター・スクリーン・モニター等は対象となるか。	実施要領別紙4の対象経費に示すⅠ～Ⅳの機能を使用するために必要となるものであって、当該備品がなければシステムの機能を使用できない」ものは対象となります。
8	対象経費	Microsoft Office は本事業の「システム」に該当するか。例えば、Word等で教育に係る資料を作成するためにMicrosoft Office をパソコンにインストールする場合、これはⅠの機能のシステム導入とみなすことができるのか。	Microsoft Officeは使用用途が多岐にわたるため、必ずしも園務改善のためのシステムとは言えないので、その導入だけをもってⅠのシステムを導入したとは言えない。
9	対象経費	システムを導入する際、初期費用は発生しないが、別途備品の購入費用や月額の使用料及び通信費が発生する場合は交付対象とできるか。	システムを導入する際に必要となる備品の購入費用を交付対象とすることは可能。月額の使用料及び通信費については、導入初年度に係る費用を交付対象とすることは可能。
10	対象経費	購入したタブレットやパソコン等の備品を園児が使用することはできるか。	購入されたタブレット等の備品については、主目的である教員等の業務負担軽減に支障のない範囲において、園児が活用することは問題ない。
11	対象経費	既存システムの改修費は対象か。	既存システムに含まれない別のシステムの導入もしくは既存システムに新たなオプション機能を付け加える費用のみシステム改修費として対象となる。
12	対象経費	既存システムの保守費、リース料、通信費等は対象か。	対象外。[会計検査院の指摘事項]
13	対象経費	新たに整備するシステム等の保守費・リース料・通信費等について、複数年契約した場合はどのようにすればいいか。	複数年契約をせざるを得ない場合は、当該申請年度に係る経費のみ対象とする。 [会計検査院の指摘事項]
14	対象経費	対象経費に記載の通信費に、インターネット利用料は含まれるか。	当該申請年度に係る導入初年度の経費のみ対象とすることは可能。
15	対象経費	今年度末に支払った来年度分のライセンス料は今年度の対象になるか。	対象外。
16	対象経費	対象となるシステムについて、明確な基準を示してほしい。	事務連絡別紙4の対象経費に示すⅠ～Ⅳの機能の一つ以上有するもので教員等の業務負担を軽減させるシステムを想定している。判断に迷う案件があれば個別に相談すること。
17	対象経費	システム導入に係る研修会費用等研修費は対象となるか。	対象外。
18	対象要件	指導要録作成システム等の購入について、仕様上の要件(この仕様では対象外等)はあるか。	特段定めていない。県の事業として仕様上の要件を付加していただくのは妨げない。
19	対象経費	今回の購入費に関して園に対しての送料を含んでよいか。	別契約であれば配送料は対象外。 また、一体的な契約であったとしても、送料:〇〇〇円と請求書等で確認できる(＝送料込みでない)場合は送料は除くこと。
20	対象経費	初期設定費や保証費を対象経費に含めることは可能か。	左記の費用がオプション費用としての位置づけであれば対象外。
21	対象経費	備品やシステムのリース料は対象となるか。	初年度の導入経費として対象となり得る。ただし、導入初年度以降も継続して使用することに努めなければならない。
22	対象経費	3号児については、交付基準額の算定基準として対象に含めることはできるのか。	基準として含めることは可能。なお、以下の算定方法により算出することができるものとする。 (3号児学級数) = (0歳児在園児数) × 1/3 + (1～2歳児在園児数) × 1/6 ※在園児数については、原則として令和6年度学校基本調査で園が回答をした園児数とする。なお、幼稚園及び幼稚園型認定こども園については、学校基本調査の調査対象外となっているが、例えば過去3年間で3号児が継続的に在籍していることがわかるなど該当園児が日常的に在籍しているという確認ができるのであれば、実態数を算定の対象とすることは可能。 ※上記計算式については、公定価格における教職員配置基準を参考として3号児の学級数が存在するものとする。
23	対象経費	児童福祉法第18条の36第1項において定められているデータベースを活用するための端末は対象となるか。	子ども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づくデータベースの活用と併せて児童福祉法に基づくデータベース活用も必要な場合には対象となる。
24	対象要件	事務連絡別紙4の留意事項に記載のある「ただし、やむを得ない事情による場合にはこの限りではない。」とは、どのような場合があるのか。	以下のものが考えられる。これ以外で必要と考えられるものについては適宜相談すること。 ・システム運営会社の都合により、システムのサービスが使用できなくなる場合
25	対象要件	Ⅰ～Ⅳのいずれかの機能を有するシステムの導入経費について補助を受けた場合、5年以内にⅠ～Ⅳに該当する他の機能を有するシステムを導入する場合には対象となるのか。	対象となる。 なお、新たに必要となる備品等の整備についても対象となる。
26	対象要件	上記25の場合、5年間の補助制限期間の起点は、先に補助を受けた年度となるか、それとも後に補助を受けた年度となるか。	先に補助を受けた年度する。
27	対象要件	子ども家庭庁の「保育所等におけるICT化推進事業」により補助を受けた幼保連携型認定こども園が、本補助を受けることは可能か。また、その際には5年間の補助要件は適用を受けるものか。	補助を受けることは可能。 なお、子ども家庭庁の補助から文部科学省の補助を受けるまでについては、5年間の要件の適用を受けない。